

生命保険年金に係る個人住民税の還付等について

1 経緯

遺族が年金として受給する生命保険金のうち、相続税の課税対象となった部分については、所得税の課税対象とならないとする最高裁判決が平成22年7月にあった。

このため、国は租税特別措置法の改正により、所得税法上還付できない納付の日から過去5年を超え10年までの所得税を返還することとした。

市町村が個人市町村民税と併せて賦課徴収する個人県民税は、所得税の課税対象である所得を基礎として課税しているため個人県民税についても返還等の必要が生じた。

2 個人県民税の対応

県では、過去5年を超える個人県民税については、国の所得税の返還に準じて、過去5年を超え10年までのものを返還するための要綱を策定し、市町村を通じて返還することとする。(過去5年以内のものについては、地方税法の規定により還付)

なお、県内市町村は、県の対応に準じ、個人市町村民税についても同様の対応をとる予定。

3 返還見込額等

個人県民税の返還見込額等は次のとおり。

5年以内分（地方税法に基づく還付）	約25百万円（件数 約1,200件）
5年超え分（要綱に基づく返還）	約12百万円（件数 約1,000件）

4 今後のスケジュール

- ・5年超え分を返還する要綱を10月中に策定・施行（市町村に通知）
- ・市町村説明会（11月に開催）

5 中国地方各県の状況

	根拠	還付・返還対象	施行時期（予定）
鳥取県	要綱	過去10年分	平成24年1月
島根県	要綱	過去10年分	平成23年10月下旬
広島県	要綱	過去10年分	平成23年10月下旬
山口県	要綱	過去10年分	平成23年9月28日施行